

特定非営利活動法人 成年後見センターもだま

〒525-0027 草津市野村八丁目 5 番 19 号

サニーハイツピア 105 号室

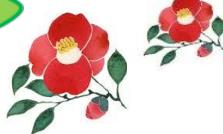
TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888

E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp

もだま通信

2025年1月発行

No. 71



新婚夫婦の応援

土井 裕明（もだま副理事長）

成年後見の審判を受けている軽度の知的障がいのある男性が結婚したいと言い出しました。

お相手は作業所で知り合った、やはり障がいのある女性です。

二人とも障がい年金とわずかの作業工賃しか収入がありません。一緒に生活してうまくいくのか、子どもができたら育てていけるのか。そもそもグループホームでの生活から脱却して、自分たちで部屋を借りてやっているのか。双方の支援チームが何度も会議を開きました。心配なことばかり思いついてしまいます。なんとか説得して、考え方直してもらう方が良いのではないか。もちろん、成年後見人には結婚などの身分行為の代理権も取消権もありません。

しかし、一緒に暮らすとなればそのための部屋を借りなければならぬし、その契約は後見人の仕事です。結婚するのは本人の自由とは言っても、後見人の協力がなければ、話は前に進みません。二人の意思は堅いようです。この種の話、まわりが良い顔をしなければ、ますます決意を固めるというのはよくあることです。

支援チームも、本人たちの意思を尊重するのが本来のあり方だろうと考えるようになりました。成年後見人は、本人たちに変わって物事を決めるのではなく、本人たちの意思決定を支援するのが仕事です。そこを皆で確認し、懸念材料については、一つ一つ対策を考え、本人たちにも理解してもらい、段々と将来のビジョンができてきました。

共同生活を始めるまでにほぼ1年。引っ越しも手伝い、家具も揃えて、新婚生活のスタートです。二人の性格から言って、夫婦げんかが始まつたらエスカレートすることは想像できました。そういうときは、好きなようにけんかをしてもらえばよい。それで別れるということになったら、それも本人たちの人生だと考えるようにしていました。

けんかは時々あるようで、そのたびに「離婚する」と電話がかかってきますが、放っておくといつの間にか仲直りするようです。今のところ、どうにか助け合いながら生活しています。



《令和6年度 高齢者・障がい者なんでも相談会》



今年度は、栗東市役所を会場として開催しました。事前予約での相談と、当日枠も用意して、合わせて15件の相談がありました。ご本人、ご親族、地域包括職員、地域の民生委員さんなど、幅広い方々から様々な相談をお受けしました。それぞれの内容に合った法律職や福祉関係者、行政等21団体から29人の相談スタッフが丁寧に対応いただきました。父が勝手にした大金の投資、母との共有名義の財産を守る手立ては、家族信託とは、遺言の書き方、相続の事、精神障害手帳を持しながら介護施設で就労していたが、職員間のコミュニケーションが取りにくく自己退職となり今後の就労についてなど、多職種の相談会ならではの対応となりました。3割が未解決となりましたが、1件は成年後見制度の利用につながり、また、相談対応した弁護士が引き継ぐケースもあり、悩んでいたが先が見えたとか、聞いてもらえてよかったなどの感想がありました。相談協力者からも、普段関わらない職種の方との話が聞けて良い刺激を受けたとか、担当する地域の方と繋がれたなどの感想があり、今後につながる相談会となりました。

ご協力いただきました皆様
ありがとうございました



*研修報告　～滋賀県権利擁護セミナー～ 《権利擁護支援とは》
講師：甲賀・湖南権利擁護支援センター ぱんじー所長 桐高とよみさん

始めに、権利擁護（支援）=『地域福祉権利擁護事業』や『成年後見制度』の利用につなげるものというだけのものではない。権利が脅かされている人が自立した生活を送ってもらうためにどんな支援が必要かを話し合い、自分で決めてもらうという事が権利擁護の基本であると話されました。どのような支援をするかという事以上に、自立した生活を送ってもらう為にどのような支えが必要かを関係者皆で考え、自分で決定してもらう事が大切。時代とともに権利侵害や虐待からの救済といった「消極的権利擁護」だけでなく、本人が生き生きと自分らしく生きることを支援することも含めた「積極的権利擁護」へと変化してきているとのことです。また、自分で考えて決定するという過程において「愚行権」、「失敗する権利」が皆にあるという事を忘れてはいけない。結果に着目した「自己決定」ではなく、決めるまでの過程、アプローチを重視した「意思決定」に着目するべきともお話をされました。

意思決定支援の場面に直面した際、本人の判断能力以前に、情報や選択肢は提供できているのか、意思決定に必要な豊かな経験があるのか、十分な時間や自由に意思を表現できる環境が作られているのかを確認することも必要。この場合の豊かな経験とは、自分でできたという自信をつけながら成功体験を積む事だそうです。

私の仕事は後見事務で直接的なサポートではありませんが、ひとりひとりの受任者様にそれぞれ関わりの積み重ねがあることを忘れず、少しでも役に立てるような丁寧な仕事と応対を心掛けたいと改めて思いました

「相談しやすい地域づくりを目指して」

野洲市健康福祉部高齢福祉課

地域包括支援センター 主査（社会福祉士）山浦文乃



近年、「身元引受人」「保証人」がいないために入院・入所・入居できないという相談が増加しています。単身高齢者の増加や家族関係の希薄化により、家族の支援を受けることができない人の数が増えています。身寄りの有無にかかわらず、困った時に自分の意思をきちんと表現し、それを支援してくれる人や仕組みがあることは、誰にとっても安心して生活を送る上で重要です。このような地域の実現に向けて、本市では死後事務などで可能な取り組みから始めているところです。

一方で、地域内のつながりが希薄化しているという意見もありますが、個人の地域への関心は薄れているわけではありません。「気になつても声をかける方法がわからない」「つながるきっかけがない」という意見もあります。すべての人が安心して暮らすためには、地域でのつながりと支え合いが求められています。本市では、現在の時代に合った「つながりのあり方」を目指し、空き家を改修して居場所を作るプロジェクトに取り組んでいます。赤ちゃんから高齢者まで、年齢や性別を超えて気軽に集まれる場所になる予定です。また、専門職による出張相談も計画しており、成年後見制度を含む「権利擁護」の理解がますます広がることを期待しています。

また、令和7年3月1日からは、今後も増加が見込まれる高齢者に対し、よりきめ細やかな対応を行うための体制強化として、新たに中主中学校区に地域包括支援センターを増設し、2カ所体制で運営を開始します。野洲市地域包括支援センターと共に、身近な相談窓口として、地域の方々と共に支え合い、安心して暮らせるまちづくりを進めていきたいと思っています。

後見活動日誌



もだまで受任をしている50代女性がお住いのアパートが、老朽化の為、取り壊しになることが決まり、引っ越し先を探すことになりました。ご本人と一緒に不動産屋さんをいくつか回り、物件を探したのですが、親族とは疎遠で、身元保証人も立てられず、療育手帳をお持ちなので、なかなかアパートの審査に通りませんでした。そこで、滋賀県湖南圏域居住支援法人ネットワーク協議会に相談したところ、協議会に所属している法人が借りているアパートをサブリースという形で借りることができました。ご本人の引っ越し先のご希望は、現在通っている作業所に近く、トイレとお風呂が別になっているということでしたが、希望通りの物件が見つかりました。ご本人は新しいアパートを気に入れられ、これから的生活に意欲的で、現在せっせと荷造りをされています。

大家となる法人は、今後はご本人の支援チームの一員として、ケース会議に参加したり、ご本人の生活を支えてくださるそうです。

新人職員紹介



このたび令和7年1月より入職させていただきました花田恵理子と申します。私は前職病院でソーシャルワーカーをしてきました。

一人ひとりの利用者様やご家族の目線にたち、望む生活をおくれるよう今までの経験も含め地域福祉貢献としてお役に立つよう精一杯努力していきます。

仕事をしていく時の通り甲斐は、やはり何よりも利用者様とお話をしていく時です。存在を感じて頂けるように信頼関係を築いていきたいと考えています。
今後ともご支援ご協力を頂きますようよろしくお願いいたします。



花田恵理子さん



小竹恵理子さん

令和7年1月入社の小竹と申します。前職は非常利法人にて就労支援を担当しておりました。成年後見人についての経験や知識が全くなく、まず専門用語から覚える必要があるぐらいですが一つ一つ勉強していきたいと思います。

目標は地域や福祉の協力者の方々と密に連携し、ご本人の希望に一番添える提案をできるようになります。叶えることで、その為にしっかり関係構築して本音の希望を話して頂けるよう心がけます。分からぬことだらけでお手間とご迷惑をおかけすると思いますが、長い目で見てくださいぬようお願い致します。

この1月から、相談員として新たにお二人がもだまに加わっていただくことになりました。現職員共々、引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。



会員募集

「もだま」の活動趣旨に賛同いただける方を募集しています。個人、団体を問わず皆様の入会を心よりお待ちいたしております。

●正会員年会費●

個人1口 3,000円
団体1口 10,000円

●賛助会員年会費●

個人1口 2,000円
団体1口 5,000円

※ご入会・ご支援の申込みは、所定の振込用紙がありますので事務局までご連絡下さい。

TEL:077-598-0246 FAX:077-598-0888 E-mail modama.npo@triton.ocn.ne.jp